

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

農業物価統計調査（以下「調査」という。）は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の沿革

現行の農業物価指数に接続しうる調査体系が整備されたのは昭和26年度結果からである。

農業物価統計調査の前身となる農村物価調査は、昭和12年に帝国農会で開始され、全国農業会での実施を経て、昭和23年に農林水産省に移管された。

その後、指数の基準年次を更新する「基準改定」を昭和32年度に行い、昭和35年度以降は5年ごとに行っている。

基準改定時には、農業の生産構造の変化等を的確に指数に反映させるため、指数採用品目やウエイトの見直しを行っている。

なお、直近の基準改定における主な改定内容は次のとおりである。

ア 平成7年基準改定では、指数の算出期間を年度（当年4月から翌年3月）から暦年（1月から12月）に変更した。

イ 平成12年基準改定では、生活資材価格指数を廃止し、指数の概念を「農村における景気及び物価水準の変動を測定する物価指数」から「農業における投入・産出の物価変動を測定する物価指数」に改め、「農村物価指数」の名称は「農業物価指数」へ改称した。また、農産物価格指数の月別の総合指数及び類別指数の算出に当たっては、類別ウエイト及び品目別ウエイトを月別に変動させず固定して算出する方式から、類別ウエイトを固定し、類内の品目別ウエイトを月別に変動させて算出する方式に変更した。

ウ 平成17年基準改定では、農業臨時雇賃金指数を廃止した。また、農業生産資材価格指数のガソリン、灯油、ホース、パーソナルコンピューター及び塗料については、消費者物価指数（総務省）の公表値を利用することとした。

エ 平成22年基準改定では、これまでの基準改定に準じて、指数採用品目の見直し及びウエイトの変更を行った。

オ 平成27年基準改定では、これまでの基準改定に準じて、指数採用品目の見直し及びウエイトの変更を行った。

なお、消費者物価指数（総務省）の公表値を利用していた品目のうちホースは農業物価統計調査において指数を作成することとした。また、塗料は調査品目から削除した。

(3) 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

(4) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織並びに農林水産大臣が委託した民間事業

者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

(5) 調査の体系



(6) 調査の対象

ア 農産物生産者価格調査

農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）

イ 農業生産資材価格調査

農業生産資材を販売する小売店等

(7) 調査対象の選定方法

ア 農産物生産者価格調査

(ア) 調査都道府県

調査都道府県は、調査品目ごとに平成26年及び平成27年における青果物卸売市場調査、畜産物流通調査等の結果を用い、当該品目の出荷量の多い都道府県から順次配列し、その累積出荷量が全国総出荷量の80%以上となる都道府県を選定した。

(イ) 調査市町村

調査市町村は、調査品目ごとに平成26年及び平成27年の農林水産関係市町村別統計等の結果を用い、調査都道府県別に当該品目の出荷量の多い市町村から順次配列し、その累積出荷量が当該都道府県の総出荷量の80%までの市町村を選定した。ただし、選定される市町村が7市町村以上となる場合は、出荷量の多い順に6市町村を選定した。

(ウ) 調査対象者

調査対象者は、調査品目ごとに調査市町村に所在する農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）の中から、取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、当該市町村における代表的な農産物の価格が調査できる農産物出荷団体等を有意に2,028選定した。

イ 農業生産資材価格調査

(ア) 調査都道府県

調査都道府県は、調査品目ごとに出回りがある都道府県を選定した。

(イ) 調査対象者

調査対象者は、調査品目ごとに各調査都道府県に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、当該都道府県における代表的な農業生産資材の価格が調査できる小売店等を有意に1,243選定した。

(8) 調査期間

本調査における調査期間は平成30年1月から12月までであり、調査種類ごとに次のとおりとした。

ア 農産物生産者価格調査

(ア) 調査月

調査月は、出回り月が限られている調査品目（以下「季節調査品目」という。）を除き、

毎年 1 月から 12 月までとし、季節調査品目については、調査品目ごとに平成 26 年及び平成 27 年の出荷量の多い月から順次加算し、原則として累積出荷量が年間出荷量の 80% 以上となる月とした。

(イ) 調査日

農産物（野菜を除く。）の調査日は、毎月 15 日現在とした。また、野菜の調査日は、毎月 5 日及び 15 日現在とした。ただし、各調査日において調査不可能な場合には、各調査日になるべく接近した調査が可能な日を調査日とした。

イ 農業生産資材価格調査

(ア) 調査月

調査月は、季節調査品目を除き、毎年 1 月から 12 月までとし、季節調査品目については、基準時（平成 27 年）の当該品目の出回り期間を考慮し定めた。

(イ) 調査日

調査日は毎月 15 日現在とした。ただし、調査日において調査不可能な場合には、調査日になるべく接近した調査が可能な日を調査日とした。

(9) 調査事項（項目）

ア 農産物生産者価格調査

(ア) 調査品目

調査品目は、平成 27 年農業産出額の総額に占める農産物の指数採用品目の累積割合がおおむね 90% をカバーする品目及び行政施策上重要な品目とした（129 品目）。

(イ) 調査銘柄

調査銘柄は、全国的な取引量を基に品目における代表性、調査の継続性等を考慮して指定した。

(ウ) 調査単位

調査単位は、各調査品目の全国を通じた通常取引単位等を考慮して定めた。

(エ) 調査価格

調査価格は、農業経営体が生産した農産物の販売価格（消費税を含む。）からその出荷・販売に要した経費（消費税を含む。）を控除した価格である。

イ 農業生産資材価格調査

(ア) 調査品目

調査品目は、農業経営において使用割合が高い品目及び行政施策上重要な品目とした（162 品目）。

なお、ガソリン、灯油及びパーソナルコンピューターの 3 品目については、総務省「消費者物価指数（C P I）」の公表値を利用した。

(イ) 調査銘柄及び調査単位

調査銘柄及び調査単位は、農産物生産者価格調査に準じて定めた。

(ウ) 調査価格

調査価格は、農業経営体が購入する農業生産資材を販売する小売店等で実際に販売される平常の価格（消費税を含む。）である。したがって、大量購入等による値引き価格は調査対象としていない。

(10) 調査票の配布・回収期間

ア 調査票の配布

毎年又は毎月

イ 調査票の回収

調査日が属する月の末日

なお、調査対象から得た回答が概算払いの金額であり、その後の精算払いの金額を把握する必要がある場合は、調査翌年の 6 月末日

(11) 調査方法

民間事業者の調査員が調査対象に聞き取りを行う他計調査、又は調査対象者が自ら調査票に記入し、調査員の回収、郵送、FAX若しくはオンラインで民間事業者へ報告する自計調査の方法により行った。

2 調査結果の取りまとめ方法

(1) 集計方法・計算式

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

ア 集計調査対象数

	調査対象数 ①	集計調査対象数 ②	有効回収率 ②÷①×100
	客体	客体	%
農産物生産者価格調査	2,028	1,958	96.5
農業生産資材価格調査	1,243	1,189	95.7

イ 平均価格の算出方法

(ア) 農産物生産者価格調査

指数採用品目の平均価格は、月別及び年別にそれぞれ次の方法により算出した。

a 全国月平均価格

全国月平均価格は、調査都道府県別月平均価格（単純平均）に平成26年及び平成27年の該当月の都道府県別出荷量をウェイトとした加重平均により算出した。

b 全国年平均価格

全国年平均価格は、全国月平均価格に全国の月別出荷量をウェイトとした加重平均により算出した。

指数採用品目以外で行政施策上重要な品目の平均価格は、「(イ) 農業生産資材価格調査」と同様、単純平均により算出した。

(イ) 農業生産資材価格調査

a 全国月平均価格

全国月平均価格は、調査都道府県別月平均価格の単純平均により算出した。

b 全国年平均価格

全国年平均価格は、全国月平均価格の単純平均により算出した。

調査票を回収できなかった客体については、調査票が回収できた同一都道府県又は同一農政局の平均価格の比率（農産物は対前年同月比、農業生産資材は対前月比）を用いて調査価格を補完し、全国結果を算出した。

ウ 指数の作成方法

(ア) 指数の編成

指数の編成は、次のとおりである。



(イ) 類区分

類区分は、農産物価格指数を11大分類、農業生産資材価格指数を12大分類とした。

(ウ) 指数採用品目

指数に採用する品目は、農産物を122品目、農業生産資材を141品目とした。

(エ) ウェイト

総合（類別）価格指数の算出に用いるウェイトは、次のとおりである。

a 年平均価格指数の算出に用いるウェイト

年平均価格指数の算出に用いる類別のウェイトは、平成27年農業経営統計調査経営形態別経営統計（個別経営）結果による全国1農業経営体当たり平均を用いて、農産物については農業粗収益から作成し、農業生産資材については農業経営費から作成した。

類内の個々の品目のウェイトについては、農業産出額における品目別の産出額等を補完情報として類内の品目別構成割合を用いて類別のウェイトを配分して算出した。

b 月別価格指数の算出に用いるウェイト

(a) 農産物

農産物の月別価格指数の算出に用いるウェイトは、次の方法により作成した。

なお、具体的な農産物の月別価格指数の算出に用いるウェイトについては、[参考]「農産物の品目別月別ウェイト」を参照。

i 類別ウェイトは、年平均価格指数の算出に用いるウェイトを年間を通じて固定したものとした。

ii 品目別ウェイトは、年平均価格指数の算出に用いる品目別のウェイトを全国年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウェイトの比率に応じて月別に配分した値を基に、月ごとの類別ウェイトを品目別に配分して算出する。

なお、「麦」、「雑穀」及び「豆」については、それぞれの類に属する全ての品目で調査を行わない（出回りのない）期間があるが、その期間も類別価格指数を算出する必要があるため、当該期間の品目別ウェイトには年平均価格指数の算出に用いるウェイトを使用した。

(b) 農業生産資材

農業生産資材の月別価格指数の算出に用いるウェイトは、季節調査品目を含め年平均価格指数の算出に用いるウェイトを年間を通じ固定して使用した。

(オ) 基準時及び基準時価格

a 基準時

基準時は、平成27年（暦年）の1か年とした。

b 基準時価格

基準時価格は、農業物価統計調査による平成27年の年平均価格である。

(カ) 算式

指数の算式は、ラスパイレズ式（基準時加重相対法算式）である。

a 月別価格指数（全国）

(a) 品目別価格指数

$$I_{t u i} = \frac{P_{t u i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t u i}$ …t年u月におけるi品目の価格指数
 $P_{t u i}$ …t年u月におけるi品目の価格
 $P_{0 i}$ …i品目の基準時価格

(b) 総合（類別）価格指数

$$I_{t u} = \frac{\sum_i I_{t u i} \cdot W_{u i}}{\sum_i W_{u i}}$$

$I_{t u}$ …t年u月における総合（類別）価格指数

$W_{u i}$ …u月i品目のウェイト

（季節調査品目については、「(キ) 月別総合（類別）価格指数の算出における季節調査品目の取扱い」参照）

b 年平均価格指数（全国）

(a) 品目別価格指数

$$I_{t i} = \frac{P_{t i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t i}$ …t年におけるi品目の価格指数

$P_{t i}$ …t年におけるi品目の価格

(b) 総合（類別）価格指数

$$I_t = \frac{\sum_i I_{t i} \cdot W_i}{\sum_i W_i}$$

I_t …t年における総合（類別）価格指数

W_i …i品目のウェイト

(キ) 月別総合（類別）価格指数の算出における季節調査品目の取扱い

季節調査品目については、調査品目ごとに出回り期間内の月の価格のみを調査することとし、出回りのない月は、次のように一部の品目で保合処理を行った。

a 農産物価格指数

調査品目ごとに出回りのない月はウェイトが0となるため指数計算から除外される。

ただし、「麦」、「雑穀」及び「豆」は、調査品目ごとに、直近の出回り期間の月別価格指数と年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウェイトの加重平均により算出した価格指数を、それぞれ出回りのない期間（麦：11月から5月まで、雑穀：1月から8月まで、豆：8月から9月まで）に保合して、月別総合（類別）価格指数の算出に用いた。

b 農業生産資材価格指数

「種苗及び苗木」に属する品目については、品目ごとに直近の出回り期間の月別価格指数を単純平均した指数、「賃借料及び料金」に属する品目については、直近の出回り期間の最終月の指数を、それぞれ出回りのない期間に保合して、月別の総合（類別）価格指数の算出に用いた。

(2) 新旧指数の接続

新旧指数の接続は、時系列比較が可能となるように基準改定の度に、総合、類及び品目ごとに、各基準年を100とする指数を次の基準年に当たる年の年平均価格指数で除することにより行う。

平成26年以前の年平均価格指数については、平成27年基準指数との接続に使用する年平均

価格指数の逆数を全て乗じたリンク係数を作成し、旧基準年の指数を除いて新旧指数を接続した。

【例：平成22年基準指数を平成27年基準指数に接続する場合】

$$\text{平成27年基準接続指数} = \text{平成22年基準の年平均価格指数} \div \underbrace{\frac{\text{平成22年基準の平成27年平均価格指数}}{\text{平成27年基準の平成27年平均価格指数}(=100)}}_{\text{リンク係数}}$$

(3) 目標精度

本調査は、有意選定による調査であるため目標精度は設定していない。

3 用語の解説

(1) 農産物価格指数

農業経営体が販売する個々の農産物の生産者価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに11の類別にまとめて作成している。

(2) 農業生産資材価格指数

農業経営体が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに12の類別にまとめて作成している。

(3) 寄与度

物価全体（総合）の動きに対して、内訳項目がどれだけ影響したかを表すものである。計算式は、次のとおりである。

$$\text{寄与度} (\%) = \frac{(\text{当年の当該内訳の指数} - \text{前年の当該内訳の指数}) \times \text{当該内訳のウエイト}}{\text{前年の全体(総合)の指数} \times \text{全体(総合)のウエイト}} \times 100$$

(4) 農業交易条件指数

生産者の収益環境の変化を示す指標として指数化したものであり、農業交易条件指数の上昇は農業の経営環境の改善を意味する。

4 利用上の注意

(1) 統計表に使用した記号

統計表に使用した記号は、次のとおりである。

- 「0.0」、「0.00」：単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）又は増減がないもの
- 「—」：事実のないもの
- 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
- 「△」：負数又は減少したもの

(2) 品目別平均価格について

品目別の平均価格は、指数算定上の基礎資料として作成しているもので、調査銘柄の変更に伴い価格の連続性が保てないこともあるため、利用に当たっては十分留意されたい。

(3) 転載について

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「農業物価統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

(4) ホームページ掲載案内

本統計のデータについては、農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」の「農業物価統計調査」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noubukka/index.html#r> 】

5 利活用事例

- (1) 農畜産物の生産者に支払う補給金等の算定。
- (2) 食料自給率（生産額ベース）の算出。
- (3) 農業・食料関連産業の経済計算における農業生産額算出。
- (4) 国民経済計算（内閣府）において実質額を求めるためのデフレーター。

6 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

電 話：（代表）03-3502-8111 内線（3635）

（直通）03-6744-2042

F A X： 03-5511-8772

※ 本調査に関する御意見・御要望は、「6 お問い合わせ先」のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】